

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は内陸工業都市として、一般機械や金属製品、電気機器を主とした加工組立型の製造業を中心に発展してきた歴史があり、就業人口の約25%が第2次産業に従事している。

令和2年現在、本市の総人口は約72万人であるが、今後緩やかに減少し、45年後には現在の約75%になると推測されている。また、年少人口及び生産年齢人口も、今後一貫して減少すると推測されている。

このため、特に労働集約的産業である加工組立型の製造業においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による人手不足により、供給能力が低下する問題に直面している。

また、事業所数で99%以上を占める中小企業においては、厳しい経営状態が続いており、所有している設備等の老朽化が進んでいる。

こうした状況に対応するためには、先端設備等の導入を促進し、中小企業における労働者一人当たりの生産性を向上することが緊急の課題である。

(2) 目標

今後、45年間で25%の人口減少が見込まれることから、供給能力を維持するためには、年平均0.5%の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）の向上が必要である。

一方で、設備等の導入によって労働生産性が向上する業種は、労働集約的産業である製造業が中心となることを見込まれる。

市内の製造業の事業所数は約2,000であり、1件につき年平均5%の労働生産性の向上を想定すると、全体として年平均0.5%の労働生産性の向上が達成されるためには、200件の認定が必要である。計画期間の平均は4年間であると見込まれることから、先端設備等導入計画の認定数の目標は、5年間で250件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性の平均値が年平均5%の向上となることを想定し、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市が将来にわたり持続的に発展していくためには、製造業のみならず市内のあらゆる企業の供給能力の維持、向上を図ることが必要不可欠であり、幅広く支援していくことが重要であるため、本計画において対象とする設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本計画において、解決すべき本市の産業の抱える問題としては、人手不足と設備等の老朽化に起因するものを想定しており、市内全ての地域に共通していることから、本計画の対象地域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において、解決すべき本市の産業の抱える問題としては、人手不足と設備等の老朽化に起因するものを想定しており、あらゆる産業に共通していることや、本市を含めた我が国全体を取り巻く社会経済環境の変化にも柔軟に対応していかなければならないことから、本計画の対象業種及び事業は、日本標準産業分類上の全ての業種及び事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組は対象としない。

(2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては対象としない。

(3) 市税を滞納している者は対象としない。